

防府市監査公表第 2 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表します。

令和 5 年(2023 年) 4 月 7 日

防府市監査委員 末 吉 正 幸

防府市監査委員 吉 松 隆

防府市監査委員 宇多村 史 朗

令和4年度

行政監査報告書

防府市監査委員

目 次

第1	監査の概要		
1	監査のテーマ	-----	1
2	監査の目的	-----	1
3	監査の対象	-----	1
4	監査の着眼点	-----	1
5	監査の方法	-----	1
6	監査の期間	-----	2
第2	プロポーザル方式による契約の概要	-----	2
第3	監査の結果		
1	調査票による調査結果	-----	2
2	着眼点に基づく確認	-----	7
第4	まとめ	-----	9
参考	プロポーザル方式による契約に関する調査結果	-----	10

(注) 文中及び表中の比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入した。これにより、構成比率で内訳の計と総数が一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

プロポーザル方式による契約について

2 監査の目的

地方自治法では売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札を原則とし、例外的に指名競争入札、随意契約等の方法が認められている。

近年、高度な創造性や専門的な技術、経験を必要とする業務について、価格のみでの競争ではなく、複数の事業者による提案等を審査し、最も優れた提案等を行った優先交渉権者と契約を締結するプロポーザル方式による契約が多く見られるようになった。

しかしながら、定期監査等で確認したところ、プロポーザル方式による契約について全庁的に統一された指針等は存在せず、その運用は、各所属の裁量により行われているところである。

こうしたことから、本市におけるプロポーザル方式による契約について、現状を把握するとともに、公平性、透明性及び競争性の観点から検証を行い、今後の契約事務の適正かつ円滑な運用に資することを目的に行政監査を実施するものである。

3 監査の対象

令和2年4月から令和4年10月までの間に、一般会計、特別会計および企業会計においてプロポーザル方式により事業者を選定した契約に係る業務

4 監査の着眼点

- (1) プロポーザル方式を採用した理由は明確か
- (2) 事業者の選定手続きは適正か
- (3) 契約に係る事務手続きは適正か
- (4) 契約にあたり事業者の提案を活かしているか

5 監査の方法

各所属に対し、プロポーザル方式による契約の現状を把握するために調査票及び関係書類の提出を求め、また必要に応じて関係職員から事情を聴取した。

6 監査の期間

令和4年11月から令和5年3月まで

第2 プロポーザル方式による契約の概要

プロポーザル方式による契約とは、価格のみの競争では所期の目的を達成することが困難な場合に、複数の事業者から企画提案等を求め、その内容等の審査を行い、企画内容や業務遂行能力等が最も適した者を優先交渉権者とし、見積書を徴取し、契約を締結する方式である。

高度な創造性や専門的な技術、経験を必要とする業務や事前に仕様を明確にできない業務等に適しているといえる。

企画提案等の審査により事業者を選定できることや仕様内容、価格について交渉のうえで契約できること、業務の品質確保を図ることができるなどのメリットがある一方で、調達する内容が具体的に特定できており、その中で技術提案を加味して評価する総合評価競争入札(地方自治法施行令167条の10の2第1項)とは異なり、法令に直接の根拠を持つものではなく、特命随意契約の手法の一つとして運用されていることから、客観的な評価基準を基に公正な審査を行い、選定過程の透明性を確保することがより求められる。

プロポーザル方式による契約には、一般的に公募により事業者からの提案を募る「公募型」と指名した事業者から提案を募る「指名型」とがある。

第3 監査の結果

1 調査票による調査結果

(1) 該当業務一覧(42件)

令和2年4月から令和4年10月までの間において実施されたプロポーザル方式による契約は以下のとおりである。

	契約年度	契約名称	担当部
1	令和4年度	駅北公有地活用事業	総務部
2	令和2年度	新庁舎オフィス環境整備支援業務	総合政策部
3	令和4年度	防府市新庁舎ネットワーク構築設計等支援業務	
4	令和4年度	防府市高齢者向けデジタル活用支援事業	

5	令和4年度	防府市キャッシュレス決済導入業務	
6	令和4年度	防府市 AI・RPA 等導入支援業務	
7	令和2年度	第3次防府市観光振興基本計画策定支援業務	地域交流部
8	令和2年度	防府市サイクリングターミナル内装等更新業務	
9	令和4年度	防府市遠隔相談システム導入業務	
10	令和4年度	山頭火ふるさと館アプローチ装飾業務	
11	令和4年度	防府市有施設への太陽光発電設備等導入可能性調査実施事業	生活環境部
12	令和4年度	防府市証明書自動交付サービス環境構築業務	
13	令和2年度	地域包括支援センター業務	健康福祉部
14	令和2年度	防府市認知症カフェ運営事業 (R2.7.1~R3.3.31)	
15	令和2年度	防府市認知症カフェ運営事業 (R3.4.1~R4.3.31)	
16	令和3年度	防府市認知症カフェ運営事業 (R3.8.1~R4.3.31)	
17	令和3年度	防府市認知症カフェ運営事業 (R4.4.1~R5.3.31)	
18	令和3年度	防府市児童家庭相談システムの導入及び運用に関する業務	
19	令和4年度	防府市介護認定審査会 Web 会議環境整備業務	
20	令和2年度	R2 年度防府競輪活性化イベント・ファンサービス業務	産業振興部
21	令和2年度	R2 年度防府競輪情報紙制作業務(制作毎年4回)	
22	令和3年度	防府市ふるさと寄附金返礼品パンフレット作製業務	
23	令和3年度	R3 年度防府競輪ホームページ制作・管理・運営業務	
24	令和3年度	R3 年度防府競輪活性化イベント・ファンサービス業務	
25	令和3年度	開設 72 周年記念競輪テレビ CM 制作・放映業務	
26	令和3年度	R3 年度防府競輪情報紙制作業務(制作毎年4回)	
27	令和3年度	防府競輪場施設基本設計・実施設計業務	
28	令和4年度	防府市企業誘致パンフレット及びホームページ制作業務	
29	令和4年度	防府市創業・交流センター備品調達等業務	
30	令和4年度	人財活躍サポート事業	
31	令和4年度	デジタル人材育成事業	
32	令和4年度	R4 年度防府競輪ホームページ制作・管理・運営業務	
33	令和4年度	R4 年度防府競輪活性化イベント・ファンサービス業務	
34	令和4年度	開設 73 周年記念競輪テレビ CM 制作・放映業務	
35	令和4年度	R4 年度防府競輪情報紙制作業務(制作毎年4回)	
36	令和4年度	防府市新築地町遊具整備事業	土木都市建設部
37	令和3年度	防府市電子入札システム導入及び運用管理業務	入札検査室
38	令和3年度	防府市議会タブレット端末導入業務	議会事務局

39	令和3年度	防府市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務	議会事務局
40	令和2年度	防府市 GIGA スクール用端末導入事業	教育委員会 教育部
41	令和4年度	小学校新入生通学用かばん支給事業	
42	令和4年度	防府市学校給食管理システム導入業務	

(2) 調査結果（各設問毎の回答集計結果 詳細はP10以降に掲載）
各所属に対して実施した調査結果は次のとおりであった。

【設問1】 業務内容について

情報システム構築業務をはじめとする各種業務委託が大半だが、中には財産の買入や売払い、使用貸借に係るものなどもあり、その内容は多岐にわたる。

【設問2】 【設問3】 予定金額及び契約金額について

予定金額の段階では、1千万円未満のものが23件(54.8%)で過半数を占める。実際の契約金額については、1千万円未満のものが28件(66.7%)と全体の3分の2にのぼる。

【設問4】 プロポーザル方式を採用した理由について

「高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため」が16件(38.1%)で最も多く、次いで「提案内容と価格を合わせた総合的な観点から事業者を選定するため」が14件(33.3%)、「事業者から自由な提案を求めたほうが優れた成果が期待できるため」が12件(28.6%)となっている。

【設問5】 プロポーザル方式採用の意思決定方法について（複数回答）

すべての業務において「起案書の決裁」となっている。

【設問6】 実施要領等について

「制定した」が38件(90.5%)、「制定していない」が4件(9.5%)となっている。

【設問7】 予定金額を積算した際の根拠資料について

「事業者からの参考見積」が24件(57.1%)で最も多く、次いで「予算査定額」が10件(23.8%)、「過去の契約金額」が5件(11.9%)などとなっている。

【設問8】 事業者の募集方法について

「公募型」が31件(73.8%)、「指名型」が11件(26.2%)となっている。

【設問9】 募集期間について

「7日以上14日未満」が16件(38.1%)で最も多く、次いで「14日以上21日未満」が13件(31.0%)、「7日未満」が7件(16.7%)などとなっている。

【設問10】応募者数について

「1者」が15件(35.7%)で最も多く、次いで「2者」が11件(26.2%)、「5者以上」が8件(19.0%)などとなっている。

【設問11】提示限度額の提示について

「提示している」が38件(90.5%)、「提示していない」が4件(9.5%)となっている。

【設問12】説明会の開催について

「開催していない」が39件(92.9%)、「開催している」が3件(7.1%)となっている。

【設問13】選定委員会等(名称が審査委員会等のものを含む)の設置について

すべての業務において選定委員会等を設置しているが、うち設置要綱を定めているものが31件(73.8%)、設置要綱を定めていないものが11件(26.2%)となっている。

【設問14】選定委員会等の人数について

「5人」が24件(57.1%)で最も多く、次いで「6人以上」が10件(23.8%)、「4人」が8件(19.0%)となっている。

【設問15】選定委員会等の構成について

「市職員のみ」が28件(66.7%)、「外部委員と市職員」が14件(33.3%)となっている。

【設問16】外部委員の内訳について(複数回答)

「関係団体の代表」が11件(64.7%)で最も多く、次いで「学識経験者」が4件(23.5%)、「その他」が2件(11.8%)となっている。

【設問17】委員名の公表について

「非公表」が37件(88.1%)で最も多く、次いで「事後に公表」が3件(7.1%)、「事前に公表」が2件(4.8%)となっている。

【設問18】選定委員会等の開催日数について

「1回」が20件(47.6%)で最も多く、次いで「2回」が14件(33.3%)、「3回」が8件(19.0%)となっている。

【設問19】提案価格の評価について

「評価している」が33件(78.6%)、「評価していない」が9件(21.4%)となっている。

【設問20】最低基準点の設定について

「設定している」が31件(73.8%)、「設定していない」が11件(26.2%)となっている。

【設問 2 1】 評価基準の公表について

「選定前に公表」が 32 件(76.2%)、「非公表」が 10 件(23.8%)となっている。

【設問 2 2】 プレゼンテーションの実施について

「実施している」が 34 件(81.0%)、「実施していない」が 8 件(19.0%)となっている。

【設問 2 3】 選定結果の通知について

「提案者全員に通知(評価点入り)」が 26 件(61.9%) で最も多く、次いで「提案者全員に通知(評価点無し)」が 13 件(31.0%)、「優先交渉権者のみ通知(評価点入り)」が 2 件(4.8%)などとなっている。

【設問 2 4】 選定理由の通知について

「通知はしていない」が 37 件(88.1%)、「提案者全員に通知」が 5 件 (11.9%)となっている。

【設問 2 5】 選定結果の公表について

「評価点入りで公表」が 24 件(57.1%)で最も多く、次いで「評価点無しで公表」と「非公表」がそれぞれ 9 件(21.4%)で同数となっている。

【設問 2 6】 予定価格の設定について

「設定している」が 28 件(66.7%)、「設定していない」が 14 件(33.3%)となっている。

【設問 2 7】 見積書の徴収について

すべての業務において見積書を「徴収している」となっている。

【設問 2 8】 契約締結伺い書への随意契約理由及び根拠の記載について

「記載している」が 40 件(95.2%)、「記載していない」が 2 件(4.8%)となっている。

【設問 2 9】 事業者からの提案の活用について

「活用している」が 35 件(83.3%)、「活用していない」が 7 件(16.7%)となっている。

【設問 3 0】 プロポーザル方式採用の有効度について

「大いに有効だった」が 29 件(69.0%)で最も多く、次いで「どちらかという
と有効だった」が 10 件(23.8%)、「どちらともいえない」が 3 件(7.1%)となっている。

【設問 3 1】 事務遂行上苦勞した点について (複数回答)

「評価基準の設定」が 26 件(30.6%)で最も多く、次いで「実施要領等の制定」
が 23 件(27.1%)、「募集要項等の作成」が 20 件(23.5%) などとなっている。

2 着眼点に基づく確認

(1) プロポーザル方式を採用した理由は明確か

すべての業務において起案書により採用の意思決定をしているが、一部で具体的な理由が明記されていないものが見受けられた。

プロポーザル方式は優先交渉権者を選定する手法であり、その「選定方法」は法令に根拠を持つものではない。そのため、採用にあたっては、公平性及び透明性の確保が求められる。恣意的な運用とならないよう採用する具体的な理由を起案書に明確に記すことが適切である。

(2) 事業者の選定手続きは適正か

募集期間について、事業者にとって十分な準備期間があるとは言い難い状況のものが見受けられた。

募集日（公募型の場合）若しくは通知日（指名型の場合）から提出期限まで一定の期間を確保することとし、対象業務の特殊性や緊急性を考慮する必要がある場合にはその期間を短縮できるようルール化することが望ましい。

応募者数について、事業者が「1者」のみというものが多く見受けられ、「2者」を加えると全体の3分の2近くを占める。「指名型」では複数の事業者を指名したものの、実際に参加した事業者はかなり少なくなるという傾向がある。

背景に様々な理由があるものと思われるが、企画内容や業務遂行能力等が最も適した者を選定するというプロポーザル方式の趣旨からすると、競争性確保点で課題が残る。選定委員会等について、すべての業務において設置、開催されているが、委員構成が市職員のみというものが多く、外部委員の割合が少ないことが確認された。

そもそもプロポーザル方式を採用した理由として、対象事業が高度に専門的な技術や経験、創造性等を要する業務である場合が多く、そのため事業者選定にあたっては専門的な知識や経験が必要である。また、審査における公平性及び透明性を確保することも欠かせない。選定委員会等への外部委員の積極的な登用が望まれる。

選定委員名について、「非公表」としているものが多く見受けられた。選定における透明性を確保するとともに、事業者からの事前接触を回避するため、特段の理由がない場合には委員名を事後に公表することが望ましい。

最低基準点の設定について、大半が設定しているが、選定委員会等の中の評点で決定しているものも見受けられた。

最低基準点の設定がなければ、要求する業務の質が確保されるのか不明確で

あり、特に応募者が1者の場合では、その選定の妥当性も問われることになる。あらかじめ最低基準点を設定するか、数値化が困難な場合には水準確保に向けたルールを定める必要がある。

評価基準の公表について、大半が事前に公表しているが、選定委員会等の審査で決定し非公表としているものも見受けられた。

公平性及び透明性を確保するだけでなく、企画提案書を作成しやすくなるという事業者側のメリットも生じることから特段の理由を除き、基準を事前公開することが望ましい。

プレゼンテーションについて、ほとんどで実施されているが、一部で選定委員会等における書類審査に代えるものも見受けられた。

業務によっては、プレゼンテーションにそぐわないものもあるとは思われるが、公平性及び透明性の確保に努められたい。

選定結果の通知及び公表について、通知を優先交渉権者のみとするものや非公表とするものも見受けられた。

透明性確保の観点や応募者数が少ないという課題への対策からも提案者全員に選定理由や評価点を付して通知もしくは公表されることを検討されたい。

(3) 契約に係る事務手続きは適正か

すべての業務において見積書を徴収しているが、予定価格を設定していないものや契約締結伺い書に契約理由及び根拠を記載していないものが見受けられた。

そもそもプロポーザル方式による契約は、提案内容をそのまま契約内容とするのではなく、あくまで優先交渉権者を選定する手法であり、事業者を特定した後、交渉、調整を行い地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項各号に定める随意契約により契約を締結するものであることから、(上限価格とは別に) 予定価格の設定や見積書の徴収、契約締結伺い書への理由及び根拠の記載は必要である。

(4) 契約にあたり事業者の提案を活かしているか

ほとんどの所属において、事業者からの提案を活用していることが見受けられた。プロポーザル方式による候補者選定のメリットをさらに業務に活かされることを期待したい。

第4 まとめ（全体意見）

今回の行政監査は、本市におけるプロポーザル方式による契約の現状を把握するとともに、公平性、透明性及び競争性の観点から検証を行い、今後の契約事務の適正かつ円滑な運用に資することを目的に実施した。

まず、実施に向けての準備段階で、各所属において実施要領や募集要項等の作成などの多大な事務量が発生している。募集期間や選定スケジュールもまちまちであり、苦勞しながら個別に対応していることが伺える。公平性及び透明性を確保するとともに、業務の目的をより効果的かつ効率的に達成するため、さらには各所属における事務負担軽減の観点からも、審査方法や評価基準、契約までのフローなどを示したプロポーザル方式による契約に関するガイドラインが定められることを望む。

次に、応募者が少ないという課題について、その要因や背景について研究されることを期待したい。例えば、応募者を募る際に、募集期間が適当であったか、意図や内容が理解しやすいものであったか、事業内容が事業者にとって魅力のあるものであったか等々、競争性の確保の観点から検討分析をする必要がある。

また、契約締結時において、一部ではあるが不適切な事務手続きも見受けられる。プロポーザル方式は、調達する内容が具体的に特定できており、その中で技術提案を加味して評価する総合評価競争入札とは異なり、どのような調達をすべきかのアイデアも含めて提案してもらうものであり、提案内容をそのまま契約内容とするのではなく、あくまで優先交渉権者を選定する手法である。そのため、事業者を特定した後、交渉、調整を行い随意契約により契約を締結するということを再確認する必要がある。

しかしながら、プロポーザル方式を採用したことによる成果は、各所属において高く評価されており、各事業者からの提案は、多くの業務において有効に活用されている。プロポーザル方式による契約の導入及び活用への期待は大きいものであることが伺える。

今後も行政需要の多様化、複雑化を背景に、プロポーザル方式による契約はさらに増加していくものと予測される。そのため、全庁統一のガイドラインの作成及び運用により、事務の適正化及び負担軽減を図り、プロポーザル方式による契約のメリットが十分に活かされることを期待する。

参考 プロポーザル方式による契約に関する調査結果

【設問 1】業務内容について

回答選択肢	件数	構成比
① 設計業務委託	2	4.8%
② 計画策定業務委託	1	2.4%
③ 情報システム構築業務委託	6	14.3%
④ その他の業務委託	26	61.9%
⑤ 財産の買入	2	4.8%
⑥ その他	5	11.9%
	42	100.0%

「⑥その他」の内容

- ・ 財産の売払い
- ・ 設計施工一貫プロポーザル
- ・ タブレット端末導入に伴う初期設定、マニュアル作成、研修、運用サポート等
- ・ システム導入に伴う初期費用、講習会費用、使用料

【設問 2】予定金額（上限額）について

回答選択肢	件数	構成比
① 500万円未満	19	45.2%
② 500万円以上 1,000万円未満	4	9.5%
③ 1,000万円以上 5,000万円未満	16	38.1%
④ 5,000万円以上 1億円未満	0	0.0%
⑤ 1億円以上	3	7.1%
⑥ その他（単価契約含む）	0	0.0%
	42	100.0%

【設問 3】契約金額（実際）について

回答選択肢	件数	構成比
① 500万円未満	19	45.2%
② 500万円以上 1,000万円未満	9	21.4%
③ 1,000万円以上 5,000万円未満	11	26.2%
④ 5,000万円以上 1億円未満	0	0.0%
⑤ 1億円以上	3	7.1%
⑥ その他（単価契約含む）	0	0.0%
	42	100.0%

【設問 4】 プロポーザル方式を採用した理由について

回答選択肢	件数	構成比
① 高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため	16	38.1%
② 事業者から自由な提案を求めたほうが優れた成果が期待できるため	12	28.6%
③ 提案内容と価格を合わせた総合的な観点から事業者を選定するため	14	33.3%
④ その他	0	0.0%
	42	100.0%

【設問 5】 プロポーザル方式採用の意思決定方法について

回答選択肢	件数	構成比
① 起案書の決裁	42	100.0%
② 会議	0	0.0%
③ その他	0	0.0%
	42	100.0%

【設問 6】 実施要領等について

回答選択肢	件数	構成比
① 制定した	38	90.5%
② 制定していない	4	9.5%
	42	100.0%

【設問 7】 予定金額を積算した際の根拠資料について

回答選択肢	件数	構成比
① 事業者からの参考見積	24	57.1%
② 過去の契約金額	5	11.9%
③ 類似業務の価格	0	0.0%
④ 予算査定額	10	23.8%
⑤ その他	3	7.1%
	42	100.0%

「⑤その他」の内容

- ・ 不動産鑑定評価額
- ・ 業者からの参考意見を基に、必要な備品等を選定し予定価格の算定を行った。
- ・ 助成金上限額

【設問 8】 事業者の募集方法について

回答選択肢	件数	構成比
① 公募型	31	73.8%
② 指名型	11	26.2%
	42	100.0%

【設問 9】 募集期間について

回答選択肢	件数	構成比
① 7日未満	7	16.7%
② 7日以上 14日未満	16	38.1%
③ 14日以上 21日未満	13	31.0%
④ 21日以上 1月未満	5	11.9%
⑤ 1月以上	1	2.4%
	42	100.0%

【設問 10】 応募者数について

回答選択肢	件数	構成比
① 1者	15	35.7%
② 2者	11	26.2%
③ 3者	5	11.9%
④ 4者	3	7.1%
⑤ 5者以上	8	19.0%
	42	100.0%

【設問 11】 提示限度額の提示について

回答選択肢	件数	構成比
① 提示している	38	90.5%
② 提示していない	4	9.5%
	42	100.0%

【設問 12】 説明会の開催について

回答選択肢	件数	構成比
① 開催している	3	7.1%
② 開催していない	39	92.9%
	42	100.0%

【設問 13】 選定委員会等（名称が審査委員会等のものを含む）の設置について

回答選択肢	件数	構成比
① 設置している（設置要綱有り）	31	73.8%
② 設置している（設置要綱無し）	11	26.2%
③ 設置していない	0	0.0%
	42	100.0%

【設問 1 4】 選定委員会等の人数について

回答選択肢	件数	構成比
① 3人	0	0.0%
② 4人	8	19.0%
③ 5人	24	57.1%
④ 6人以上	10	23.8%
	42	100.0%

【設問 1 5】 選定委員会等の構成について

回答選択肢	件数	構成比
① 市職員のみ	28	66.7%
② 外部委員と市職員	14	33.3%
③ 外部委員のみ	0	0.0%
	42	100.0%

【設問 1 6】 外部委員の構成について（複数回答可）

回答選択肢	件数	構成比
① 学識経験者	4	23.5%
② 実務経験者	0	0.0%
③ 関係団体の代表	11	64.7%
④ 市民代表	0	0.0%
⑤ その他	2	11.8%
	17	100.0%

「⑤その他」の内容 ・ 市議会議員

【設問 1 7】 委員名の公表について

回答選択肢	件数	構成比
① 事前に公表	2	4.8%
② 事後に公表	3	7.1%
③ 非公表	37	88.1%
	42	100.0%

【設問 1 8】 選定委員会等の開催日数について

回答選択肢	件数	構成比
① 1回	20	47.6%
② 2回	14	33.3%
③ 3回	8	19.0%
④ 4回以上	0	0.0%
	42	100.0%

【設問 1 9】 提案価格の評価について

回答選択肢	件数	構成比
① 評価している	33	78.6%
② 評価していない	9	21.4%
	42	100.0%

【設問 2 0】 最低基準点の設定について

回答選択肢	件数	構成比
① 設定している	31	73.8%
② 設定していない	11	26.2%
	42	100.0%

【設問 2 1】 評価基準の公表について

回答選択肢	件数	構成比
① 選定前に公表	32	76.2%
② 選定後に公表	0	0.0%
③ 非公表	10	23.8%
④ 基準そのものを設定していない	0	0.0%
	42	100.0%

【設問 2 2】 プレゼンテーションの実施について

回答選択肢	件数	構成比
① 実施している	34	81.0%
② 実施していない	8	19.0%
	42	100.0%

【設問 2 3】 選定結果の通知について

回答選択肢	件数	構成比
① 提案者全員に通知（評価点入り）	26	61.9%
② 提案者全員に通知（評価点無し）	13	31.0%
③ 優先交渉権者のみ通知（評価点入り）	2	4.8%
④ 優先交渉権者のみ通知（評価点無し）	1	2.4%
	42	100.0%

【設問 2 4】 選定理由の通知について

回答選択肢	件数	構成比
① 提案者全員に通知	5	11.9%
② 優先交渉権者のみ通知	0	0.0%
③ 通知はしていない	37	88.1%
	42	100.0%

【設問 2 5】 選定結果の公表について

回答選択肢	件数	構成比
① 評価点入りで公表	24	57.1%
② 評価点無しで公表	9	21.4%
③ 非公表	9	21.4%
	42	100.0%

【設問 2 6】 予定価格の設定について

回答選択肢	件数	構成比
① 設定している	28	66.7%
② 設定していない	14	33.3%
	42	100.0%

【設問 2 7】 見積書の徴収について

回答選択肢	件数	構成比
① 徴収している	42	100.0%
② 徴収していない	0	0.0%
	42	100.0%

【設問 2 8】 契約締結伺い書への随意契約の理由及び根拠の記載について

回答選択肢	件数	構成比
① 記載している	40	95.2%
② 記載していない	2	4.8%
	42	100.0%

【設問 2 9】 事業者からの提案の活用について

回答選択肢	件数	構成比
① 活用している	35	83.3%
② 活用していない	7	16.7%
	42	100.0%

【設問 3 0】 プロポーザル方式採用の有効度について

回答選択肢	件数	構成比
① 大いに有効だった	29	69.0%
② どちらかというとも有効だった	10	23.8%
③ あまり有効ではなかった	0	0.0%
④ 全く有効ではなかった	0	0.0%
⑤ どちらともいえない	3	7.1%
	42	100.0%

【設問 3 1】 事務遂行上苦勞した点について（複数回答可）

回答選択肢	件数	構成比
① 実施要領等の制定	23	27.1%
② 募集要項等の作成	20	23.5%
③ 評価基準の設定	26	30.6%
④ 選考委員の人選	8	9.4%
⑤ 提案内容の理解	6	7.1%
⑥ その他	2	2.4%
	85	100.0%

【その他意見】 プロポーザル方式による契約について、感じていること
（疑問に思うこと、改善提案など）

- ・ 土地の売払いによるプロポーザルは2回目、価格と企画の総合評価方式は初。売払いは事例が少なく対象物件の特性により個別検討する部分が多いと考えられるため、委託等のプロポーザルと統一したガイドラインの制定は容易ではないと考えられる。
- ・ 市独自の「手引き」があると良い。
- ・ プロポーザルに参加するにあたり、企業側はかなりの費用と労力をかけて提案資料を作成することになるので、採用されなかった場合のリスクが大きくなってしまい、その金額も高くなる可能性がある。
- ・ 複数の提案から選定したかったが、応募者が少なかった。
- ・ 今までに実施したことがなく、今後も実施することはないであろう専門的な事業の場合、内容の理解も難しく、審査委員の負担も大きいと感じた。
- ・ プロポーザル方式による契約に関する庁内共通のマニュアル（プロポーザルの種類、審査委員選定基準、要綱制定・公告の要否、議会への報告等）、募集要項や仕様書の雛形等あれば、大変参考になる上、本市のプロポーザルの実施方法が課題ごとに異なるといったことがなくなると思う。
- ・ 東西南北の4つの地域包括支援センターの運営に関する業務について、プロポーザル方式で実施したが、4つの法人しか参加しなかった。したがって最低基準点を超えるかどうかを選定基準になってしまったため、プロポーザル方式の良さを完全に活かせていないと思う。
- ・ 防府市には運用指針がないため、例えば、募集期間の長短、結果公表の必要性、外部委員の採用、決裁必要範囲について悩んだ。京都市の公募型プロポーザル方式事務マニュアルが参考になった。
- ・ 防府市では各担当部署が募集要領や評価基準などを作成しているが、市全体での統一的な雛形や指針などを入札検査室などが主導して作成されるべきと考える。プロポーザル方式の実施の頻度はさほど高くないが、内容によっては価格のみの競争に比べて有効な事業者選定方法でもあり、積極的に活用できるよう体制を整

えるべきでは。

- 年々参加表明を提出する企業が減ってきているように感じる。もう少し増えてほしい。
- プロポーザル方式手順書（公募型・指名型両方）が必要と思う。評価点の付け方や実施までの必要日数など基準となるものがある方が良い。
- 多くの課で実施しているのに、市での統一マニュアルがないのが疑問だった。